

浜田市内の社会福祉施設における新型インフルエンザ患者の発生に係る 浜田市の対応について

平成 21 年 8 月 11 日
浜田市危機管理対策本部
担当：横田・後野・村木
電話：0855-22-2612
(161. 165. 325)

浜田市内の社会福祉施設（みのり保育園）において園児 1 名の新型インフルエンザ患者が確定したことにより、浜田市危機管理対策本部は、次のとおり対応いたします。

新型インフルエンザ確定者	1 名
インフルエンザ疑似症診断	1 名
患者合計	2 名

1. 体制と連携について

新型インフルエンザ対策関係部署連絡会議を開催（8/11 17：45）

2. 予防と感染拡大防止

1. 該当保育所に対する対応

- (1) 該当保育所に対しては、閉園措置は行わないが、保護者に保育所で新型インフルエンザ患者が複数発生したことを周知し、児童の登園自粛をお願いする。
- (2) 児童の健康状況を把握し、発熱等かぜ症状を呈している場合は、登園しないよう周知する。
- (3) 喘息等の基礎疾患のある児童への感染について、重症となる場合があることを周知する。
- (4) 児童や家族が発熱等かぜ症状を呈して医療機関を受診し、インフルエンザと診断され、入院の必要がないと判断された場合は、最低 7 日間の自宅療養を徹底する（発熱が 6 日間以上継続した場合は解熱後 2 日間自宅療養が必要）。
- (5) 発熱等かぜ症状があり受診する時は、事前に医療機関に電話をして指示を受け、マスクをしての受診を周知する。
- (6) 予防対策の徹底についても周知するよう指示。

2. 上記以外の対応

- (1) 市が行うイベントの自粛や公共施設の閉鎖は要請しない。[継続]
- (2) 市の施設については、上記対策本部の対応を周知し、消毒液の残量確認及び適宜手指消毒液等を設置し、新型インフルエンザの感染拡大を予防する旨周知する。[継続]
- (3) 市内保育所（園）長、幼稚園長、小・中学校長及び放課後児童クラブに、新たな保育所での新型インフルエンザの感染が確認されたことを周知し、今後の感染予防を図る。[新規]

3. 医療

- ① 浜田市医師会等関係機関と連携を図る。[継続]
- ② 相談窓口の設置を継続する。（平日 9：00～17：00）なお、夜間・休日等は、浜田保健所を紹介する。[継続]

4. 情報収集・提供

引き続き、防災行政無線、防災防犯メール、市ホームページ、ケーブルテレビ等で感染防止策を周知する。[継続]